

公益社団法人東京社会福祉士会
災害時における対応基準

ガイドライン第2号
平成25年8月23日制定

(目的)

第1条 この基準は、定款第45条の規定に基づき、東京社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員が、大地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時（概ね災害発生当日から3日目までをいう。）にとるべき対応について、基本的行動指針として定めることを目的とする。

(ガイドラインの性格)

第2条 この基準は、あくまでとるべき対応についての参考指針となるものなので、臨機応変の対応が必要とされる災害発生時における対応では、必ずしも、このガイドラインによる対応に固執した硬直的な対応に陥ることがないように、その状況に応じた柔軟な対応を第1の指標とする。

(災害発生直後の対応)

第3条 災害発生直後の対応は、次の各号のとおりとする。

(1) 個別初動対応

- ① 災害発生時においては、まず何よりも利用者を含む都民及びその家族並びに職場の中にいる職員の安全確保及び安否確認を優先すること。
- ② 事務局にいる職員は、直ちに本会の事務所における被害状況を把握し事務局長へ状況報告するとともに、初期消火、負傷者の救出救護等必要な対策を講じた後、状況に応じ事務所より速やかに避難すること。
- ③ 連絡方法については、一般電話回線が使用できない場合においては、携帯電話、携帯電話メール又はeメールを通信手段とすること。

(2) 災害対策本部の設置

- ① 会長、副会長、理事、災害対策責任者（本会として災害支援を行うことについての責任を有する者で、担当理事又は災害福祉委員長が担当する。）及び事務局長は、互いに連絡を取り合い、災害対策本部（以下「本部」という。）を速やかに設置すること。
- ② 会長、副会長、理事、災害対策責任者及び事務局長は、本部における会議を開催し、当座の対応についての基本方針及び必要な具体的行動計画案（例えば、被災地生活支援活動等）を策定すること。
- ③ 本部は、事務所として使用することができない場合を除き、事務局にその拠点を置くこと。
- ④ 原則として、本部長は会長が、副本部長は副会長が就任すること。
- ⑤ 事務局長は、情報の連絡調整窓口としての役割を担い、総合的に情報を収集し、主務官庁(東京都)、関連団体等との連絡調整を行うこと。この場合においては、

対策本部を設置したこと、及び被災者への支援を行っていく用意があることを伝えること。

- ⑥ 本部長は、決定した基本方針及び具体的行動計画を全理事へ伝達し、必要に応じ行動のための指示を行うこと。

(初期対応)

第4条 初期対応は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害状況等の情報収集

- ① 事務局長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ当該災害に関する被害状況等の情報収集に努め、本部長へ報告すること。
- ② 会員は、安否確認のため災害発生時、近隣における被災状況の情報を収集した上で、必要に応じて事務局へ報告をすること。
- ③ 本部長は、市町村等の行政における災害対策本部及び社会福祉協議会の災害ボランティアセンターと連絡をとること。

(2) 被災者支援の基本方針

- ① 行政へまず協力することを連絡し、行政からの具体的支援要請を受けてから動くということを基本方針とすること。
- ② 支援の統率（指揮命令系統）に悪影響を与え、被災者へも迷惑を及ぼすことにつながる可能性があるので手探り状態で災害現場に飛び込むことは控えること。ただし、本部長が被災地の状況に応じて支援が必要であると判断する災害現場に対しては、最大限の支援を速やかに行うこと。
- ③ 災害発生時、災害ボランティアセンターを設置するなど地域支援の中核を担うことになる被災地の社会福祉協議会との連携に関しては、行政同様、協力する旨の連絡を東京都社会福祉協議会又は市区町村社会福祉協議会に対し行い、具体的支援要請を受けてから動くこと。
- ④ 当該支援活動に関連する行政、各種団体及び組織への通知及び本会への通知は、公文書として受発信すること。ただし、災害の状態に応じて電話及び口頭による連絡を暫定的に有効な通知と認めることができる。
- ⑤ 本会は、相談援助を本務とする社会福祉士の職能団体であることから、被災した世帯への面接若しくは相談、生活ニーズの把握、関係機関への橋渡し又は福祉相談員の派遣といったいわゆる災害ソーシャルワーク活動の内容に関わる支援を実施すること。ただし、関係機関からの本会への具体的な支援要請に対しては、その都度柔軟に対応していくこと。
- ⑥ 本会が行う支援活動に際して、対応者は、東京社会福祉士会と記載されているネームプレート、腕章等、第三者から見て本会から派遣されている者であることを認識しやすいよう必ず着用するとともに、本会の会員証を携帯すること。
- ⑦ 会員が個人として行う支援活動に際して、本会の活動として組織的な支援が必要とされる地域及び施設が把握できた場合においては、当該会員は速やかに事務局にその旨を報告することとし、連絡を受けた本部は直ちにその対応につい

て協議し決定すること。

(3) 行政等との連絡調整

本部長は、まず行政に対し本会ができる支援内容を告げた上で、行政からの支援要請を受け、当該要請に基づき、本部にて具体的な支援策を策定し、行政へ連絡し行動に移すこと。

(4) 日本社会福祉士会との連絡調整

- ① 本部は、初期対応の内容を含め状況を速やかに日本社会福祉士会へ連絡し、必要に応じ支援を要請すること。
- ② 本部は、必要に応じ、日本社会福祉士会のホームページを活用し具体的な支援活動を全国の社会福祉士会会員へ呼びかけること。

(災害復旧時以降の対応)

第5条 災害復旧時以降の対応は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害支援活動協力員登録者名簿

- ① 災害支援責任者は、大規模災害の発生時、本会として迅速かつ円滑に災害支援活動を行う人員を確保できるよう、平時において、あらかじめ当該活動に協力できる者を登録した災害支援活動協力員登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）を作成すること。なお、登録者名簿の対象者は、会員で、かつ、本会の各委員会に所属する者とする。
- ② 登録者名簿は、災害対策責任者及び事務局長が管理し、行政等から災害発生時の協力要請以外には名簿の活用はせず、個人情報の取扱いに細心の配慮を行うこと。
- ③ 事務局長は、登録者名簿の登録者に対して名簿登録更新の意向把握を2年ごとに行うとともに、毎年の新規名簿登録の手続など登録者名簿の整理を行うこと。
- ④ 災害支援活動を行うに当たっての安全管理のため、登録者名簿に登録する者は、ボランティア保険へ加入することとし、ボランティア保険への加入手続は、事務局が行うこと。

(2) 災害支援活動への協力要請及び支援

- ① 本部が設置され、本会として被災者支援活動を実施することが必要となった場合においては、本部長の指示に基づき、災害対策責任者は、登録者名簿に登録されている者から、当該時点で本部活動に協力できる者及び災害支援活動に協力できる者を募集し、具体的協力を要請すること。
- ② 災害対策責任者は、災害支援活動に協力できる当該者からなる災害支援期間限りの災害支援実行組織を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行うこと。また、事務局長は、災害対策責任者を補佐し当該災害支援実行組織の運営に努めること。

(3) 会員への報告

- ① 災害対策責任者は、本会が行う支援内容を会報（ニュース）又は会員専用のホームページを通じて会員へ随時報告すること。

②災害対策責任者は、本会が行った支援内容及びその実績について整理の上、報告書を作成し、会員及び日本社会福祉士会へ後日報告すること。

(他県等での災害支援対応)

第6条 他県等での災害支援対応は、次の各号のとおりとする。

(1) 会員の派遣方法及び経費の支弁

①東京都以外で大規模災害が発生した場合においては、事務局長は、当該災害に関する情報収集を行うこと。

②日本社会福祉士会又は他県等社会福祉士会（以下「他会」という。）より本会へ災害支援の派遣依頼があった場合、又は、本会として災害支援派遣の検討が必要となる場合には、本会は、対策本部を設置し、当該支援の必要性を速やかに判断すること。当該支援が必要となった場合においては、災害対策責任者は、登録者名簿に登録されている者に対して、当該時点で災害支援活動に協力できる者を募集し具体的協力を要請するとともに、災害支援期間限りの災害支援実行組織を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行うこと。

③会員が本会からの派遣要請に基づいて他県等において災害支援活動を行う場合においては、旅費及び活動費の一部を補助すること。ただし、受入先災害ボランティアセンター等にて受入れが確認済みの場合に限ることとし、また、本会と災害時に協力し支援活動を実施する団体の会員についても、本会が認めた場合においては、当該補助の対象とすることができる。

(2) 他会との連絡調整について

① 他県等に会員を災害支援活動協力員として派遣している場合には、本部は、必要に応じて当該他会との連絡調整を行い、当該会員と連絡を取りながら被災地の状況を把握すること。

② 他会から東京都下にボランティアの支援があった場合においては、本部は、当該他会と連携して対応すること。

(改廃)

第7条 この基準の改廃は、会長が定める。

附 則

この基準は、平成25年8月23日から施行する。

この基準は、令和元年11月2日から施行する。

この基準は、令和2年12月19日から施行する。